

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部 長寿社会課

法令名	老人福祉法	法令の番号	昭和38年7月11日法律第133号					
不利益処分の種類	有料老人ホームの設置者に対する改善命令	根拠条項	第29条第9項					
処 分 基 準	(1) 老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）第29条第9項							
	(2) 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（平成14年7月18日 老発第0718003号 厚生労働省老健局長通知）							
対応 区分	1 聴聞の実施	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 NO	3	
	2 弁明の機会の付与							